

一次審査基準表

○選定項目(第一次審査)

1 参加資格要件を満たしているか。

【参加資格有「○」、参加資格無「×」】

(1)参加資格要件

① 法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体であること。

- ア 団体又はその代表者が破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定により、本区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- ウ 募集に対し、申込時点から議会において指定が議決されるまでの間に板橋区の入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- エ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 税等を滞納していないこと。
- キ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本区及び他の地方公共団体から指定の取消し又は停止を受けていないこと。
- ク 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を受けていないこと。
- ケ 政治上の主義を主張し、又はこれに反対することを主たる目的としている法人及び団体でないこと。
- コ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)若しくは公職にある者並びに政党を推薦若しくは支持し、又はこれに反対することを目的としている法人及び団体でないこと。
- サ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い又はこれに反対することを目的としている法人及び団体でないこと。
- シ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8条に規定する処分を受け、又はその構成員の統制下にある法人及び団体でないこと。

② 指定管理者になろうとする法人及びその役員が、次の要件を満たすこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- イ 議員、区長及び副区長が、代表者その他の役員でないこと。
※ただし、区長、副区長については、区が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上出資している団体を除く。

2 安定的な管理運営を行える経営基盤を有しているか。

【財務諸表審査の5段階評価において3以上「○」、2以下「×」】

東京税理士会板橋支部による経営状況分析・評価(5段階評価)

5…最適合、4…適合、3…普通、2…やや不適合、1…不適合

○選定項目1・2の全ての要件満たす(全ての項目が「○」)団体を第一次審査通過団体とする。

応募多数の場合は、第二次審査の選定項目に基づいて評価し、評価点の高いものから順に第一次審査通過者とする。なお、第一次審査の評価点は第二次審査の評価点に加算しないものとする。